

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年12月26日

住所 浜田市原井町957番地

名称 有限会社 浜田浄化センター

代表取締役 大久保 敦司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日	令和元年12月26日	許可番号	廃第28号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	汚泥の焼却施設(政令第7条第3号) 廃油の焼却施設(政令第7条第5号) 廃プラスチック類の焼却施設(政令第7条第8号) 産業廃棄物の焼却施設(政令第7条第13号の2) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、動物の死体、ばいじん(以上は品目については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)並びに特別管理産業廃棄物である引火性廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)に限り、特定有害産業廃棄物を除く。)及び感染性産業廃棄物		
設置場所	浜田市生湯町1892番4		
処理能力	1. 67t/時間、24時間稼働 40t/日 (汚泥:40t/日、廃油:14.16t/日、廃プラスチック類:18.96t/日)		
許可の条件	特記事項なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		